

平成 2 5 年度 第 5 回 松阪市入札等監視委員会 審議概要

開催日時	平成 2 6 年 3 月 2 8 日（金） 午後 1 時 0 0 分～4 時 0 0 分
開催場所	松阪市役所 5 階 特別会議室
出席者 （敬称略）	委員長 楠井 嘉行（弁護士） 副委員長 村田 裕（名城大学教授） 委員 坂本 聡子（司法書士） 委員 坂本 昇（税理士）
事務局	房木 契約監理担当参事 廣田 検査指導室長 佐藤 契約監理課長 湯川 調達係長 渡邊 契約係長
議題	議題 1 入札及び契約の状況報告（平成 2 6 年 1 月から 3 月分） ・工事の発注状況について ・指名停止措置の運用状況について 議題 2 抽出事案の審議（楠井委員長抽出） 議題 3 随意契約に係る意見聴取について その他 次回開催日程等について

委 員	事 務 局
●入札及び契約の状況報告	
	・工事の発注状況について 第 4 四半期の入札件数は 42 件（内訳：工事 28 件、委託 5 件、不調 9 件）、契約金額 3 億 8,071 万 4,820 円（内訳：工事 3 億 7,407 万 3,570 円、委託 664 万 1,250 円）、落札率 84.96%（内訳：工事 85.33%、委託 68.28%）、平均入札参加者数は 5.3 社となっております。平成 25 年度合計契約件数は 451 件、契約金額 69 億 4,473 万 2,167 円となりました。前年との比較では、入札件数 454 件とほぼ同数となっておりますが、一方、契約金額では昨年度約 59 億 5,837 万円となっております。

委 員	事 務 局
	億円程度の増加となっております。今年度においては中部台配水池やや総合運動公園関係事業費の発注増加等もあり契約金額の押し上げとなっております。 また、今期入札結果の傾向としましては、平均入札参加者 5.3 社と減少していることから、年度末にかけて業者側の受注需要が充たされる時期であることが表れた結果と考えており、今後も注視しながら進めてまいりたいと考えております。 ・指名停止措置の運用状況について 第4四半期の指名停止措置としましては、5 件の案件で延べ 12 社の指名停止措置を行っており、それぞれの停止期間につきましては、該当する指名停止措置基準により決定しているものでございます。 まず1件目は、松阪市発注工事において作業員が高さ 5 メートルの足場作業時に落下する事故が発生したもので、防止対策として安全帯を使用させる措置を講じておらず、元請業者として必要な指導を行なっていなかったことにより労働基準監督署からは是正勧告あったことから、1 か月の指名停止措置としております。 2 件目と 3 件目は、電力会社が発注する架空送電工事等の工事業者に対し、公正取引委員会が独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、違反行為があったとされたことから、該当する延べ 4 社に対し、24 か月の指名停止措置をとったものです。 4 件目は、該当業者の社員が販売委託業者に便宜を図った見返りに現金を受け取ったとして、収賄の罪で起訴されたことから、2 か月の指名停止としております。 5 件目は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が発注する北陸新幹線融雪基地機械設備工事等において、独占禁止法に違反する行為があったとされたことから、該

委 員	事 務 局
指名停止の理由について、独占禁止法違反ということであるが、具体的にはどのような行為があったのか。 工事履行上の問題が発生、発覚してから指名停止に至る経過の中、どの時点で措置決定の判断をしているのか。	当の 6 社を 12 か月の指名停止としております。 工事受注に至る経過の中で、あらかじめ受注する業者を協議決定し、その業者が受注できるように入札を行ったもので、公共の利益に反して競争を実質的に制限したものとされています。 原則として、問題と思われる行為について、各種関係法違反となるか、現在の指名停止措置基準に該当するかどうかについて、その決定や担当官庁からの各種勧告、命令等が発せられた時点をもって判断をすることになります。したがって、特に他所発注の工事の場合においては、勿論、独自調査なども困難であり、関係官庁などの処分、手続きに関する公表などを注視していくことになります。
●抽出事案の審議（楠井委員長抽出）	
今回の抽出事案については、まず慣例となっている、落札率の高かった案件と参加の少なかった案件を抽出し、また、昨年 10 月から試行した予定価格算出率等の改正について、その試行結果を確認しながら、改正効果などを検証していきたいと思います。また、他所の状況も新聞等で出ていますが、松阪市においてもこの四半期は入札不調が発生していることから、その原因分析やその後の契約の取扱いについて抽出し確認します。抽出案件については、事務局にリスト整理をいただいていますので事務局から内容説明をお願いします。	今回の抽出事案といたしまして、落札率が 90%以上と高かった案件、入札参加が 5 社以下と少なかった案件、希望価格型による案件、不調案件につきまして、説明させていただきます。 まず、落札率が 90%以上で入札参加者が 5 社以下と少なかった案件は計 9 件ございました。 この 9 件の傾向としましては、比較的少額な工事であることです。第 3 四半期から少額工事においては入札参加者が減少する傾向にあり、年度末に近づくにつれ、公共事業の重なりだけでなく、消費税の駆け込み需要など、受注工事の選択肢も増え、手持ち工事自体も重なっている状況のようです。そのことから、特に災害復旧工事や河川工事などは、施工手間もかかる上、少額であるため利益幅

委 員	事 務 局
	も小さく、参加が敬遠されこのような結果になったものと考えています。 次に、落札率が 90%以上の案件は 1 件ございました。この案件は契約額が約 900 万の規模で、参加も 6 社ございましたが、下請けの手配など先ほどの件と同様で、年度末において受注条件が厳しくなってきたことによるものと考えています。 次に、入札参加者が 5 社未満の案件は 11 件ございました。こちらについても年度末における受注需要の減少によるものと分析しております。しかしながら、参加者が少ない案件については、昨年 10 月から試行しております、予定価格算出率の設定方法として、競争性が低下した参加者 5 社未満の場合において、予定価格算出率を 99.00%に設定する方法を採用したことから、資料の落札率のとおり、その効果も表れたものと考えております。 次に、希望価格型の案件は 1 件ございました。地域要件を全国に広げ発注しておりますが、少額であることから応募者が少ない結果となっております。しかしこちらも、希望価格を設定することにより、一定の落札率は確保できたものと考えております。 次に、抽出いただいた不調となった案件、またその後の契約結果についてご説明いたします。不調案件は 9 件ございました。この 9 件ではやはり、少額な災害復旧工事や河川工事が目立ちます。その後の契約は現場の必要性から随意契約をしておりますので、その内容につきましてご説明いたします。 公告番号 440 につきましては、田畦畔災害復旧工事で、規模も小さく不調となりましたが、确实早期な現場復旧が必要であるため、近隣の地元業者から見積徴取をし契約を行っております。 公告番号 441 につきましても河川の災害復旧工事で、地域業者 4 社に見積依頼し、契

委 員	事 務 局
	約に至っております。 公告番号 443 は、少額ですが、建築工事、土木工事両方を有する工事で、当初建築一式工事として発注をしましたが入札参加者がなく、改めて土木一式工事で発注したところ、1 社応札がありましたが予算超過、交渉を経てこの業者と契約に至っております。 公告番号 445 は、少額な河川災害復旧工事で、确实早期の復旧のため、地域業者 3 社から見積を徴取し契約をしております。 公告番号 448 は、同様に水路の災害復旧工事で、近隣施工中の地元業者から見積を徴取し契約に至っております。 公告番号 456 は、部門別手持ち制限により不調となりましたが、参加意思はあることから、入札参加者から見積徴取し、契約をしております。 公告番号 457 は、少額な公園法面の災害復旧工事で、施工が手作業になる工事条件などにより、入札参加者がごさいませんでした。が、近隣で施工中の業者や、応急復旧を行った業者など 3 社へ見積もり依頼し契約しております。 公告番号 468 は舗装をメインとする工事でしたが、辞退届の提出や、やはり年度末で下請け等の手配が困難な状況も推察され不調となりましたが、地域業者等 3 社へ見積もり依頼し契約に至っております。 また、別途抽出いただきました、今年度 10 月から試行の予定価格算出率の変更等につきまして、ご説明いたします。 資料にごさいますのは、試行前である平成 25 年度前半の 6 か月と試行後の 25 年度後半 6 か月の入札結果の比較データです。入札件数については前半が 245 件に対し後半が 224 件と同程度の件数です。また、最低制限価格を大幅に上回り他社入札額と比較しても高値落札となった案件については、前半の 7 件

委 員	事 務 局
不調の発生については、説明のとおり業者側の手持工事などの受注状況が影響していると思われるが、賃金、福利厚生等、勤務条件等の悪化から、建設業全体の技術者不足、将来への技術の継承なども危惧されていると聞くが、どのような状況か。 松阪市における入札案件で不調となった結果、どのような判断で次の契約締結に至るのか。	に対し、後半は3件と減少傾向にあります。また、立会人の数を3名から2名に変更したことによる負担軽減効果として、前半は延べ735人の立会人に対し、後半は448人と立会のための来場について負担軽減が図れました。平均入札者数については、先ほどからの説明のとおり、年度末に向けた手持ち工事の増加から、参加の見送りの傾向が顕著に表れ、前半の工事12.1社、委託13社に対し、後半工事が7.5社、委託が8.9社と減少しておりますが、平均落札率については、前半工事85.5%、委託73%に対し、後半工事が86.6%、委託71.9%と同程度の水準を維持した結果となりました。このような結果から、立会人負担の軽減、高値落札の減少、落札率の水準維持等、一定の成果を得られたと考えており、今回の試行を踏まえ、平成26年度4月からの本施行を行いたいと考えております。 公共工事のみならず建設関連事業については、減少時代が続いており、長年続く低迷状況の中、次第と業界全体の疲弊、事業縮小、例えば雇用人数の削減などが進んできた状況であると考えます。近年の東北の復興事業、オリンピック関連事業など、国政、民間の建設投資の状況をみますと、発注量は増加する一方、一度縮小してしまった建設業界の受け皿が、急激に増加した工事発注等に追いついていない状況もあるのではと考えるところです。このような状況下において、現状の契約で求めている現場代理人等の配置について、現場に問題のない範囲で兼務を可能とすることなど検討を続けてまいります。 まずは、不調となった原因を分析し、入札条件や仕様書等に課題がある場合は、内容変更し再発注の入札を行います。また、現場状況、工事内容の必要に応じて随意契約に至る

委 員	事 務 局
予定価格算出率等の試行について、事業者側の意見や反応はどのようなものだったか。 特に予定価格の設定方法については監視委員会からの意見書でも取り上げており、今回の試行により、結果として、効果が確認できたことは非常に評価できること。今後も引き続き状況を注視しながら進めていただきたい。	ケースもございます。 数社から、改正の内容とその目的等について確認あり、説明させていただきご理解いただきました。
随意契約締結に係る意見聴取について	
	・第 4 四半期の随意契約案件につきましては、来年度当初からの各種契約案件が集中しておりますことから、28 件の契約がございました。 1. 基幹水利施設技術管理強化特別指導事業管理指導業務 この契約は、湛水防除のための排水機場の管理運転業務の委託でございまして、契約相手の三重県土地改良事業団体連合会は、管理技術者や組織体制が整っており、施設の地元管理者や市の担当職員に技術指導ができるため、年間管理委託を行い、施設の点検整備や操作の実施を行い適切な維持管理を行っています。基幹水利施設技術管理強化特別指導事業は、国の基幹水利施設保全管理対策として平成 23 年度から三重県が一部の施設を対象に実施しており、負担割合は国 30%、県 25%、市 45%でございます。当市も 39 排水機場のうち 4 機場が対象となり、この三重県からの委託先も実績と知識等を有することから、三重県土地改良事業団体連合会とされて

委 員	事 務 局
委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、価格の妥当性については十分検討されたい。 契約相手は、現在の工場建設にあたり当時施工の関連業者で、設備機器類を熟知し、メンテナンスは当然、不具合時においても迅速対応が可能であることから従来から随意契約を行っているとの理解で良いか。 新工場の建設が進んでいるため、今年度が最終ということであるが、価格は例年と同規模か。 委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、価格の妥当性については十分検討されたい。	いるところです。今回は、この事業の対象外となった 35 機場について同様の業務を委託するものであり、排水機場間における公平性また技術的経験・知識を擁し現場状況等の精通度合いを鑑み、安全・円滑かつ適切な施設の維持管理及び運転が図られると考えられるため、三重県土地改良事業団体連合会との随意契約を行うものです。 2. ごみ焼却施設運転維持管理業務等委託 この契約は、第二清掃工場施設の運転管理業務に係るもので、施設は昭和 59 年 4 月から本格稼動しており、その運転維持管理業務については、施設運営、メンテナンスにおいて専門的な知識と経験を要するため、当焼却施設メーカーの関連会社に随意契約にて委託しております。この施設は新清掃工場の完成までの稼動となり、この平成 26 年度分をもって最終となる予定です。 工場設備は特殊な機器類も多く、それぞれ対応するには施工メーカーの知識ノウハウが必要となり随意契約を行っております。新工場については、建設費に合わせて、将来のメンテナンス経費を含んだ契約を行っております。 平成 27 年 1 月からは試運転を行い、新しい施設へ移行していくので、管理人員等が半数程度に削減でき、経費としては減少している。新施設は、計画とおり、平成 27 年度からの本稼動を予定しています。

委 員	事 務 局
自治会への委託金額は 1 件当たりの単価などで計算されるのか。 この業務については特に地域性を熟知している必要があると思われ、契約相手が自治会であることは妥当である。 委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、価格の妥当性については十分検討されたい。	3. 広報等の配布委託業務 4. 広報広聴補助業務等委託業務 この契約は、毎月発行いたします松阪市の広報紙・チラシ等の配布業務とポスターの掲示・回覧物の回覧・広報広聴補助業務（説明会・ワークショップ等招集、住民の声・要望の取りまとめ、市の施策等を市民に伝える）等を委託するもので、従来から、この業務は住民の居住状態などの、地域状況を最も良く把握し、地域運営を行っている自治会を通じて行うことが効率的で、住民にも長く信頼された方法であるため、自治会を統括する自治会連合会と随意契約するものです。 はい。自治会の対象件数などが積算基礎になっています。 5. 廃止代替バス運行業務 民間バス事業者による運行が不可能となり廃止された路線を、運行事業者に委託して市が自主運行しているものです。 運行する路線は小中学生による通学での利用が多く、大型の路線バスでの運行が必須であり、J R 松阪駅前のバスターミナルは三重交通の所有で、三重交通定期路線への連絡と駅利用者の利便性や、運転手の休息が労働基準法上必要なことを考慮すると、松阪駅前のバス停留所が最適です。また、乗合許可によるバスの輸送サービスは、道路運送法上の許認可の手続き、車両の準備等があるため、

委 員	事 務 局
米飯供給は他の事業者ではできないのか。 委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、価格の妥当性については十分検討されたい。 委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、価格の妥当性については十分検討されたい。	者を長年に渡って契約相手としてきた経過があります。また、「食の安全」の観点からも、安全・安心で米飯の安定供給を図れる者は、三重県の指導のもとで事業を行う当該事業者しかいないため、随意契約を行うものです 過去に様々な事業者と協議していますが、初期投資、施設整備などの負担を考慮すると困難であるとの回答結果となっており、当該事業者との契約が継続しています。 14. 夜間休日における配水管及び給水装置の緊急修繕対応にかかる業務委託 安全安心な水を安定供給する使命のなか、夜間などの突発的な漏水事故等に対しては水道部や業者も迅速な対応が困難であったため、昭和 49 年当時、旧松阪市で市内業者への呼びかけに対し、協力を申し出た数社により、常時職員待機及び緊急対応を可能とする会社が設立され、その後当該事業所への業務委託により、維持運営されてきました。夜間休日での突然の漏水修理や閉開栓など、一刻を争う緊急時に備え、1 年 365 日にわたり常時職員、技術者、資材等を確保し体制を整える事は、一般業者では対応ができないことから、約 30 年間にわたりの確に業務を遂行、継続している当該事業者との随意契約を行うものです。 15. 松阪市防災行政無線設備保守点検業務委託（本庁・嬉野管内） この業務は、平成 20 年度から整備を進めている松阪市防災行政無線設備親局、中継局

委 員	事 務 局
委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、価格の妥当性については十分検討されたい。	19. 松阪市子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築委託業務 この業務は、平成 27 年度施行予定の子ども・子育て支援新制度に必要な電子システム構築等に係るもので、その仕様については、現在も国において協議が継続されています。しかしながら、現状として端末やプリンター等の共用や、サーバー機器がそのまま使えること、ユーザー管理やポータル機能等を新規に構築する必要がないこと、データ移行作業の発生費用を当該事業者の負担と出来ること等、入札等と比較し価格的に有利である為、当該事業者との随意契約を行うものです。
委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、価格の妥当性については十分検討されたい。	20. 平成 26 年度電子入札システム保守運用支援業務委託 当市の電子入札システムは、他のシステムと比較検討し、設計・構築費用や利便性が優位であったことから、現システムを選択し、平成 15 年度には構築工事を、16 年度には工事委託を完成させ、業務の効率化等を実現させてきました。また、平成 22 年度には、その実績から更に物件等のシステム構築も行いその運用を拡大しております。そのような中、今後もより入札者参加者の利便性及び、円滑なサービス運用を目指すためには、電子入札システムの保守点検及び運用支援業務を行うにあたり、日々の保守管理、不測の事態が発生した時の迅速かつ、的確な対応が必要となり、それを確保できる唯一の事業者で

委 員	事 務 局
プロポーザルの評価方法、金額と内容の配点についてはどのような考え方か。 当該事業者は経営母体が学校となっているのはどういうことか。 委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものと考ええる。 先ほど説明のあった図書館改革とはどのようなものか。	25. 外国語指導助手（ALT）事業に係る派遣業務 外国語指導助手（ALT）事業は、平成 22 年度から派遣契約を結び、英語教育等の国際化の推進を図っています。請負者の選定に当たっては、公募型プロポーザル（企画提案）方式により決定した請負者と随意契約を行うものです。 今回は内容 7、金額 3 の割合で配点しています。以前は学校教育に関する業務であり、内容を重視すべきとの考えから、事業当初は金額の配点が 1 割でしたが、当市においても事業実績を重ねてきたところ、発注者としての業務監理や、請負業者の業務についても、適正履行や業務品質などが一定の水準で確保されてきたことから、金額を 2 割にし、また昨年度から 3 割の設定としています。 契約相手は N P O 法人ですが、その母体が大学を経営している法人となります。そのことから、教師派遣や教育ノウハウを備えていることも評価されています。 26. 平成 26 年度読書室いきいきプラン事業に係る業務委託。 松阪市では、平成 26 年 4 月 1 日より平成 27 年 3 月 25 日まで「読書室いきいきプラン事業」業務を民間事業者に委託します。本年 1 月 6 日より 1 月 20 日まで、公募型プロポーザル（企画提案）方式による委託事業者の募集手続きを行い、審査委員会を開催して審査し、決定した請負者との随意契約を行うものです。 現在松阪市では、主には松阪市図書館について、図書館のあり方などについて検討を進

委 員	事 務 局
委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、価格の妥当性については十分検討されたい。 新健康センターとはどのような施設か。	めております。その流れにおいては、学校図書館との連携なども含まれることから、この学校読書室の契約については、単年契約としているところです。 27. 松阪市新健康センター新築工事設計業務委託 現健康センターの建て替えにあたっては、2度の市民意見聴取会を経て建設地を春日町と決定、また、健康センターに求められる機能などについても意見聴取しながら進めてまいりました。設計は、より広くから提案を募りより良いものを採用する、公開設計競技による方法を採用し、公開プレゼンテーションも実施しております。この設計者の選定方法は、平成3年3月建築審議会答申「官公庁施設の設計業務委託方式のあり方」において、「官公庁施設は国民共有の資産として質の高さが求められることから、その設計業務を委託しようとする場合には、設計料の多寡による選定方式によってのみ選定するのではなく、設計者の創造性、技術力、経験等を適正に審査のうえ、その設計業務の内容に最も適した設計者を選定することが極めて重要」とされていることから採用に至ったもので、今回の新健康センター建設にあたっては、市民や関係団体の意見を汲み上げ集約した「新健康センター建設基本計画」を策定し、当該計画に基づいた創造力豊かな健康センターを建設するため、様々な設計案を募り、公開設計競技を行った結果選定された、設計事務所と随意契約を行うものです。 現在も春日町にございます健康センターの新しい施設で、休日夜間診療、定期健診など市民の健康づくりに関する事業を行う施

委 員	事 務 局
施設規模にもよると思うが、設計業務として2,500万の金額は高くないのか。 委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとする。 観光交流拠点施設とは具体的にどのようなものを予定しているのか。 プロポーザルの方法による業者選定は、結果として最良の業者選定ができるのか。	設です。 発注担当部署において設計金額を算出しています。国の規準額を参考に松阪市の発注に使用できるよう補正しながら積算しております。施設規模が大きいのでこの金額となりますが、決して高額なものではないと考えております。 28. 観光交流拠点施設等整備事業に係る基本構想調査・基本計画策定業務委託 本業務は、城下町「松坂」が持つグランドデザインをベースに置き、観光振興の面だけでなく、教育の向上や景観形成の促進に向け、旧長谷川邸をはじめ、既存の歴史的文化施設等の有効活用とともに、新たな観光交流拠点施設を核とした各施設との連動性を重視した面的活用を推進する業務です。今回、公募型プロポーザルにより、本事業の基本計画等を策定する事業者を選定するにあたり、事業者の持つ柔軟かつ高度、専門的な発想力、計画能力、豊富な経験等による最大の事業効果を得ることが期待できるとともに、審査段階において、学識経験者等による専門的知識からの審査だけでなく、松阪市や市民の意見、意向等も含め判断できることから、公募型プロポーザルを実施し、それにより選定した事業者と随意契約を行うものです。 旧長谷川邸や松坂城跡などを活用した拠点づくりとなります。また、松阪駅からの動線について、散策路なども含まれます。 案件により、この方法を選択するかどうかにについては当然検討すべきところですが、今回この案件において、プロポーザル方式を選定した理由は先ほど説明しましたとおり、専

委 員	事 務 局
委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約履行の確保にあたり適正に業務監理されたい。	門的かつ高度な知識と発想、計画能力を有する事業者から、広く様々な提案を募りその中から最も良いものを選ぶことを目的としております。また、公開プレゼンテーションを採用することにより、その透明性の確保や、市民の行政参加の意識向上など、違う効果もあると考えています。事業者はこの様なプロポーザルの競争により選定された事業者であり、契約後の業務履行について注視していく所存です。
●次回開催日程について	
・ 次回開催については平成25年度の意見書調製を進めていただくこととなりますが、日程が決まりましたら改めてご連絡いたします。	